

土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

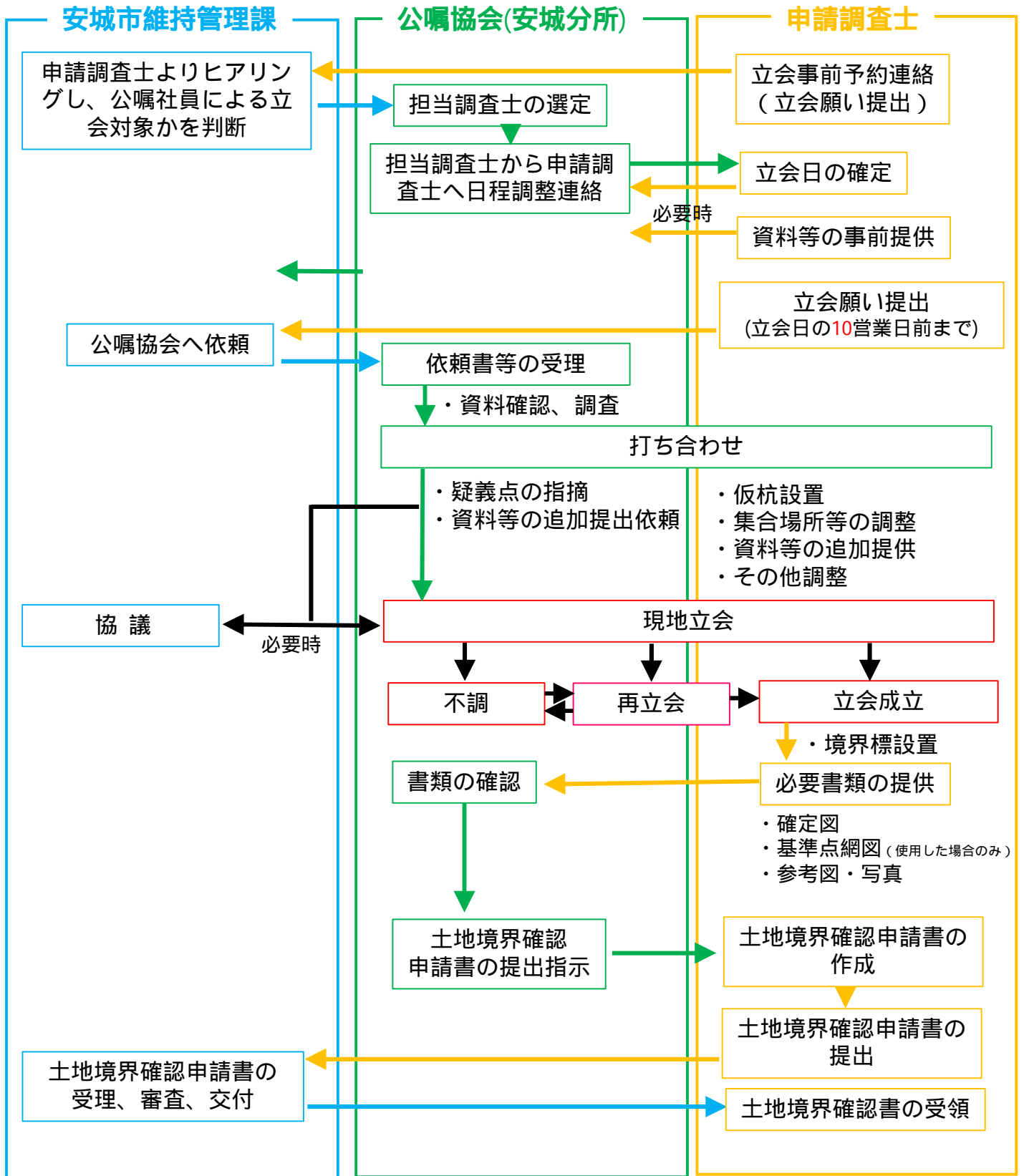
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

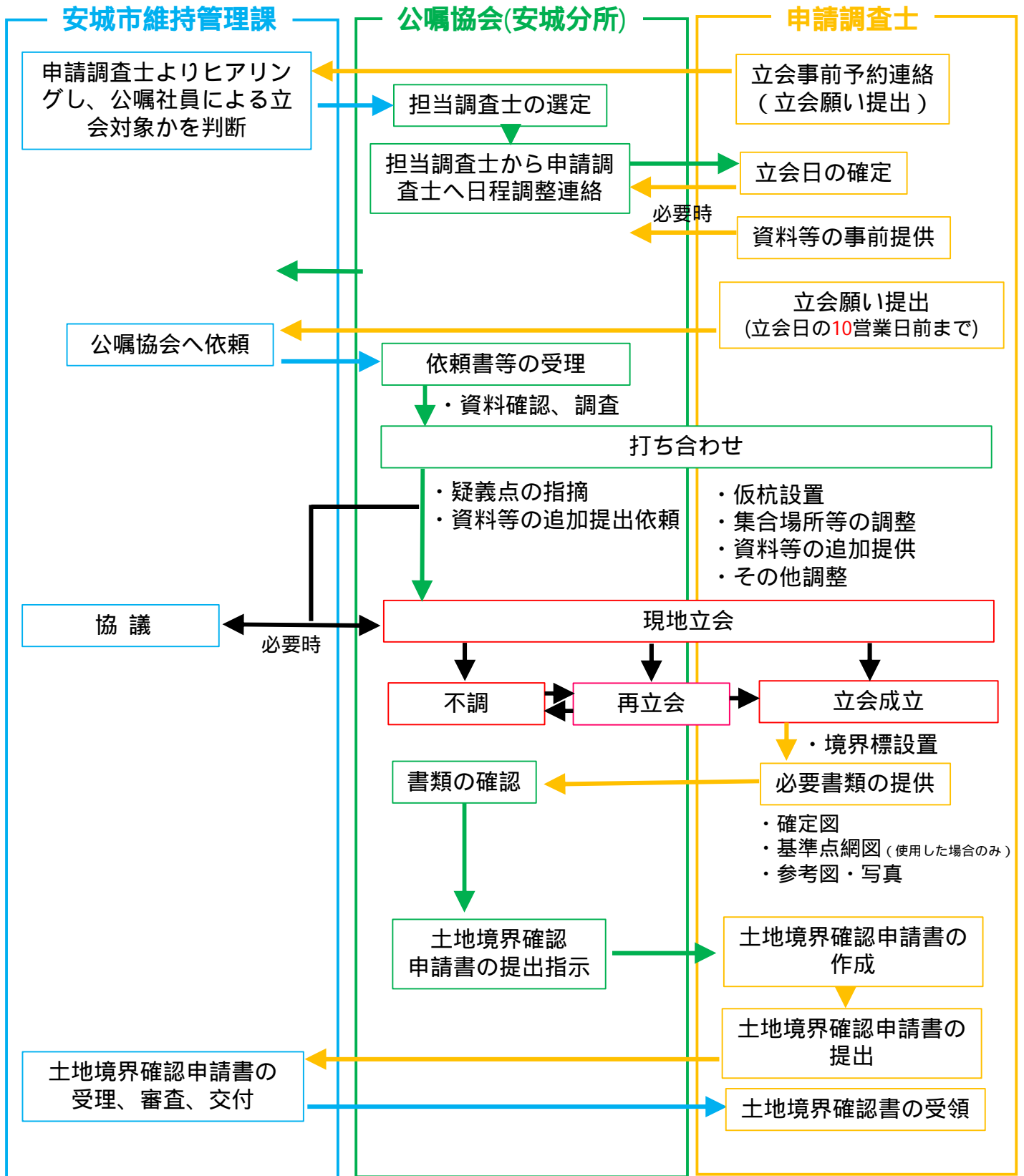
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 500、1 / 600）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

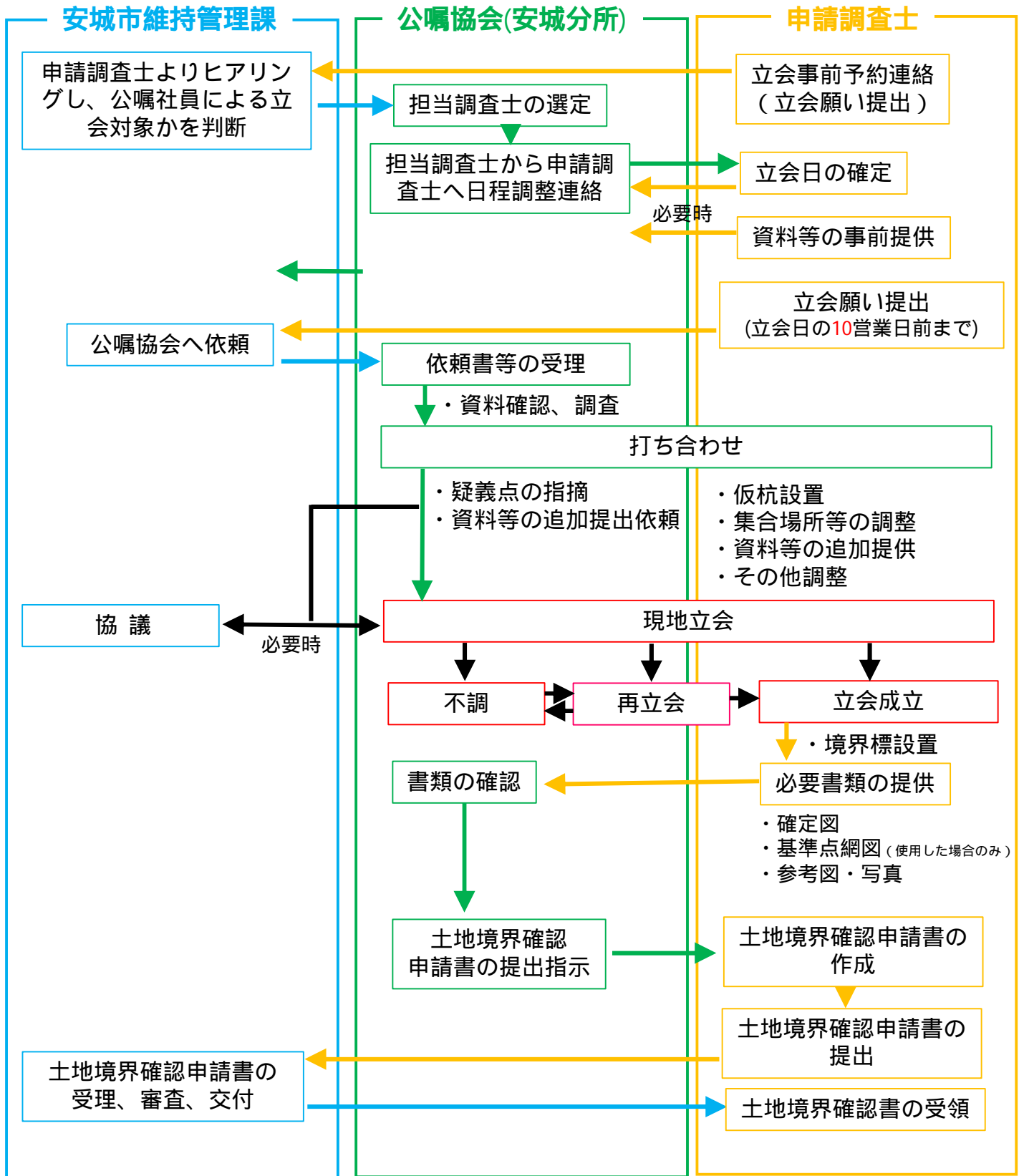
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

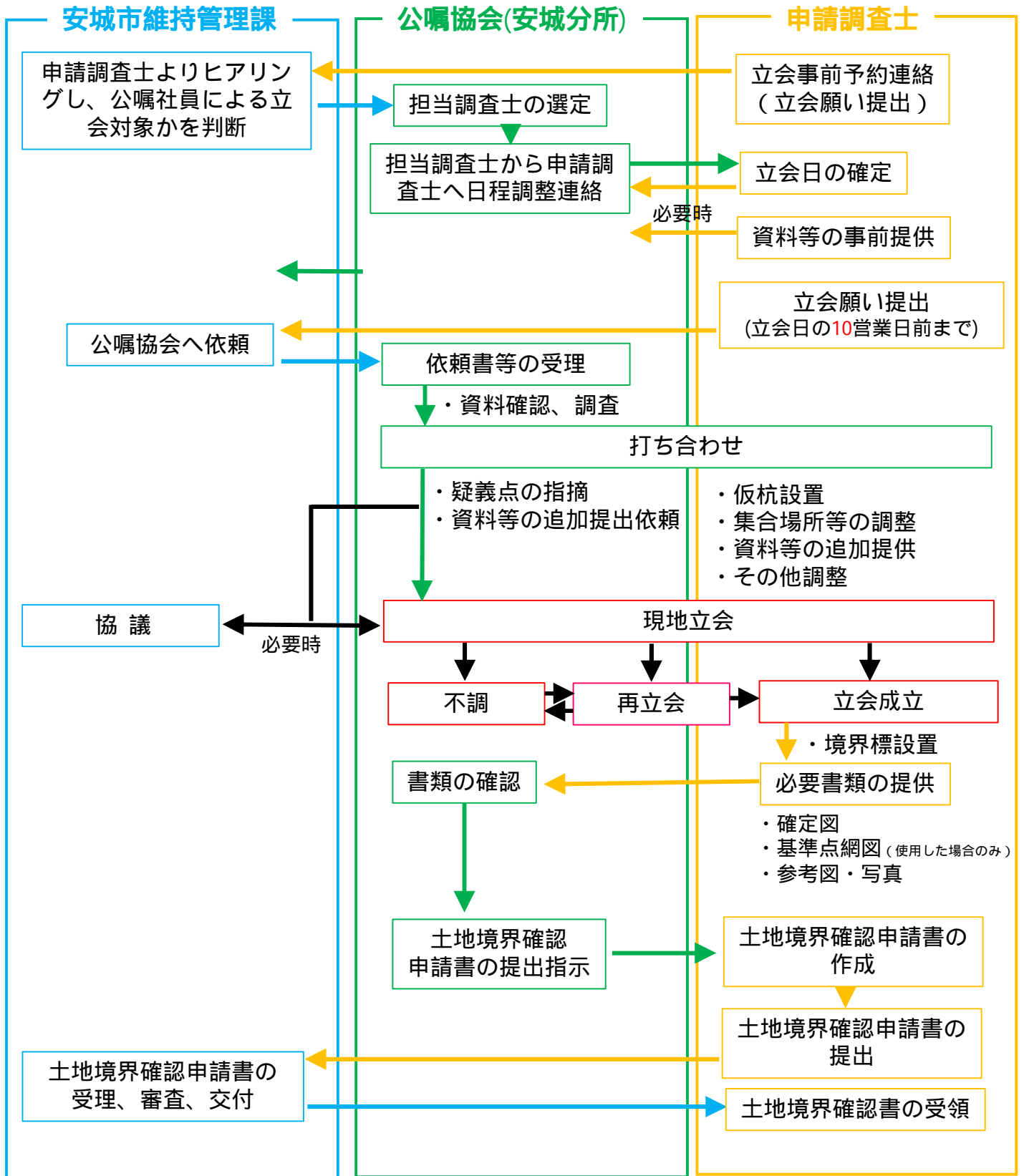
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

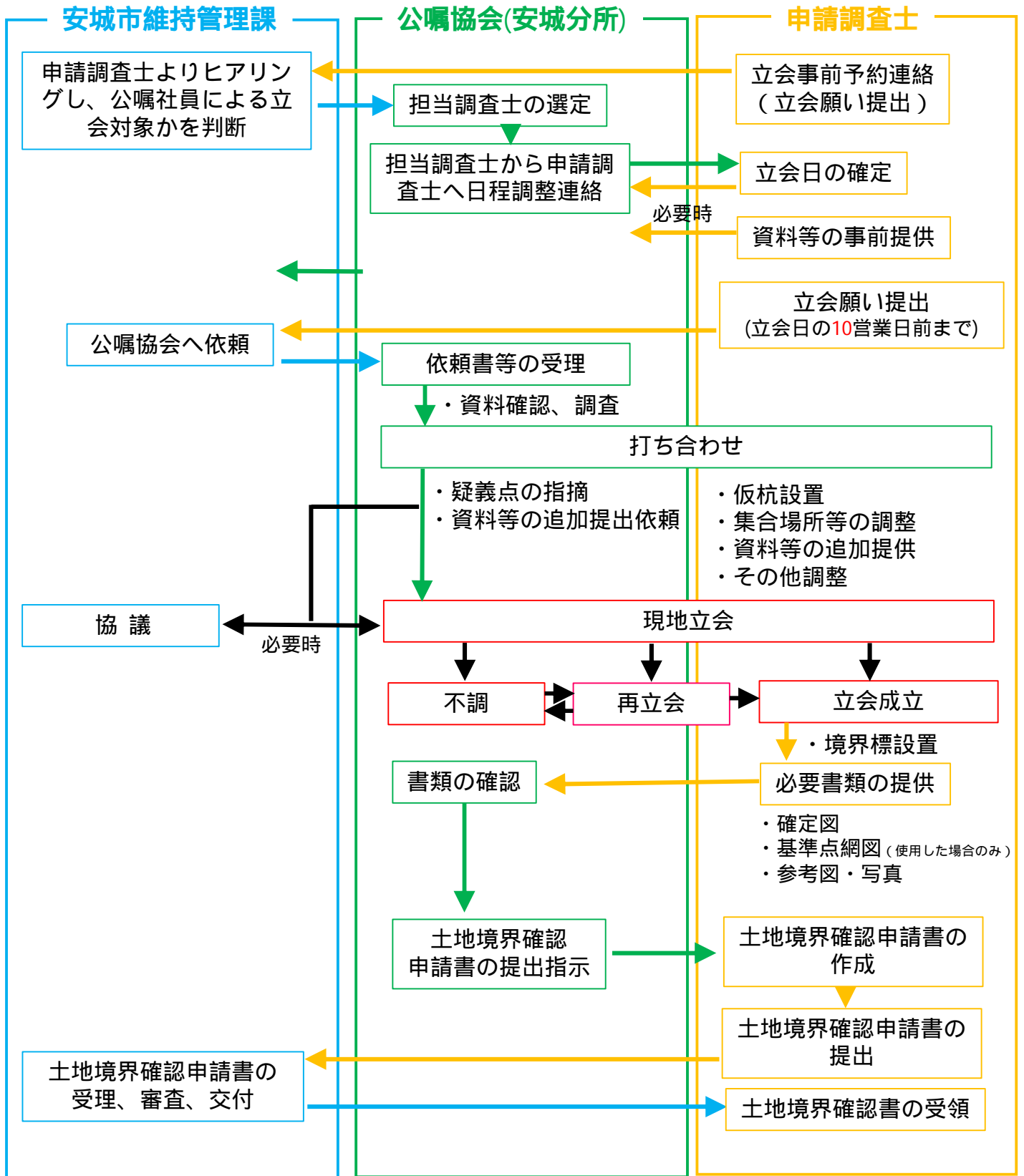
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

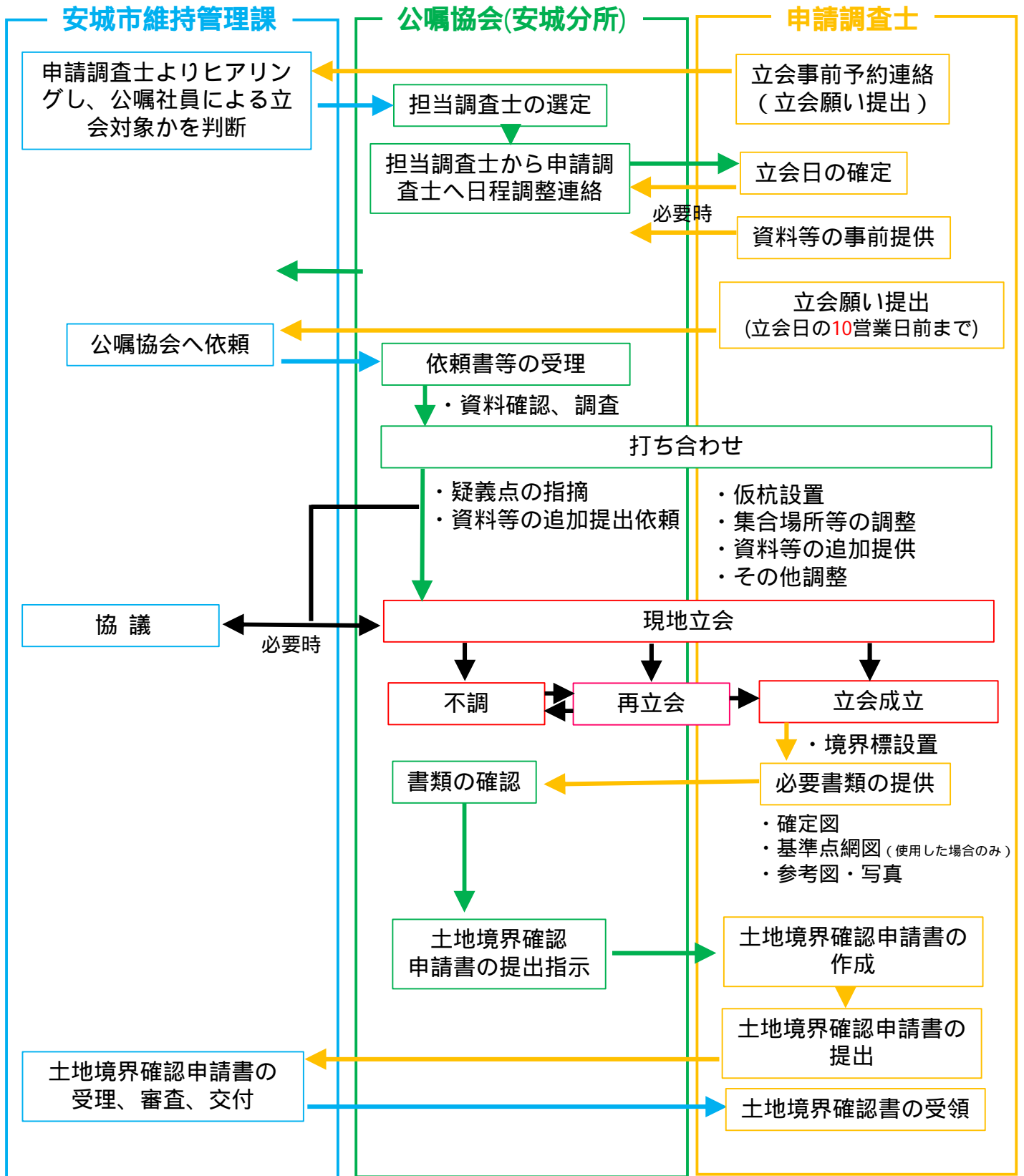
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

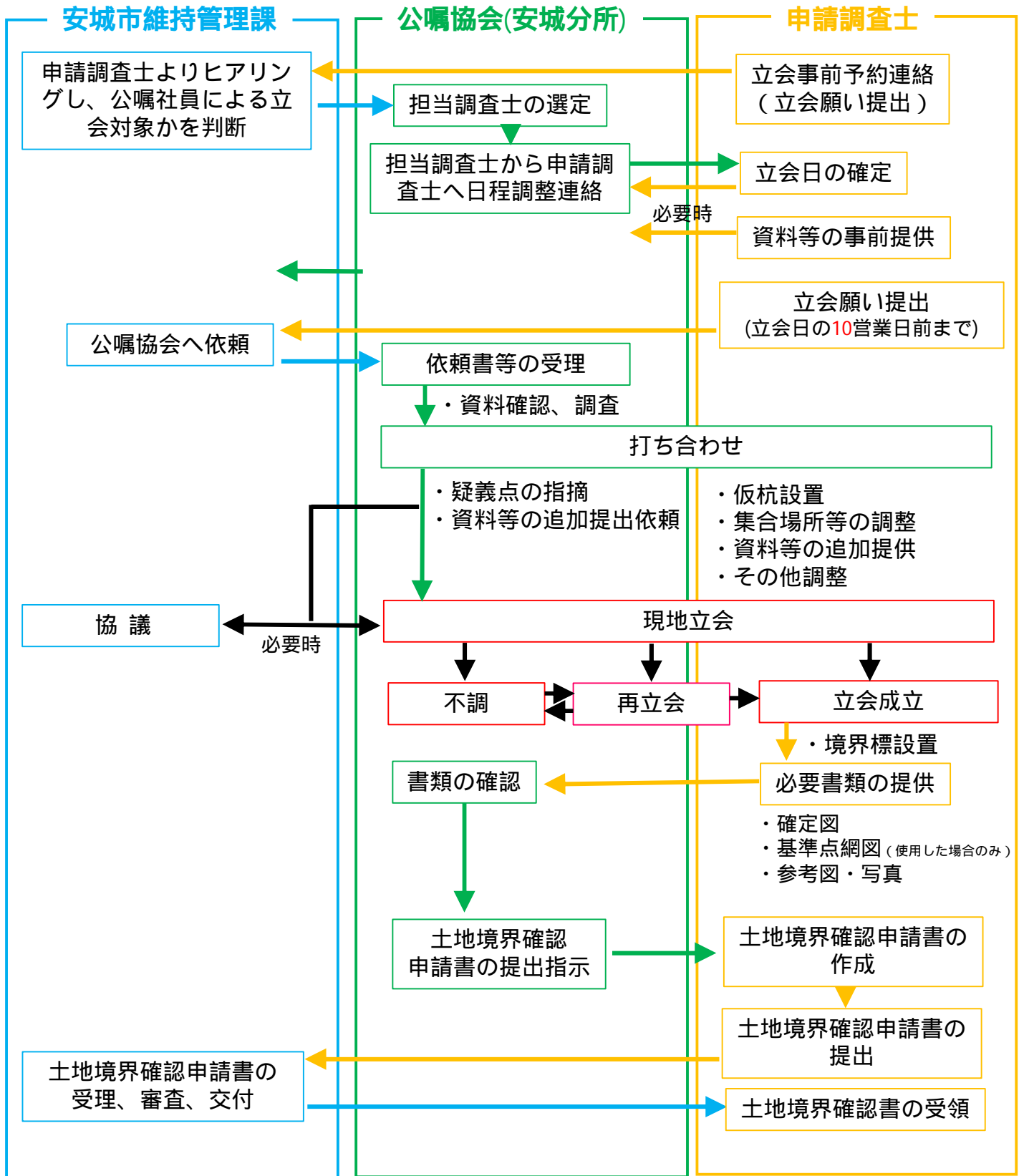
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたのですが、立会願いに記載がないため明記

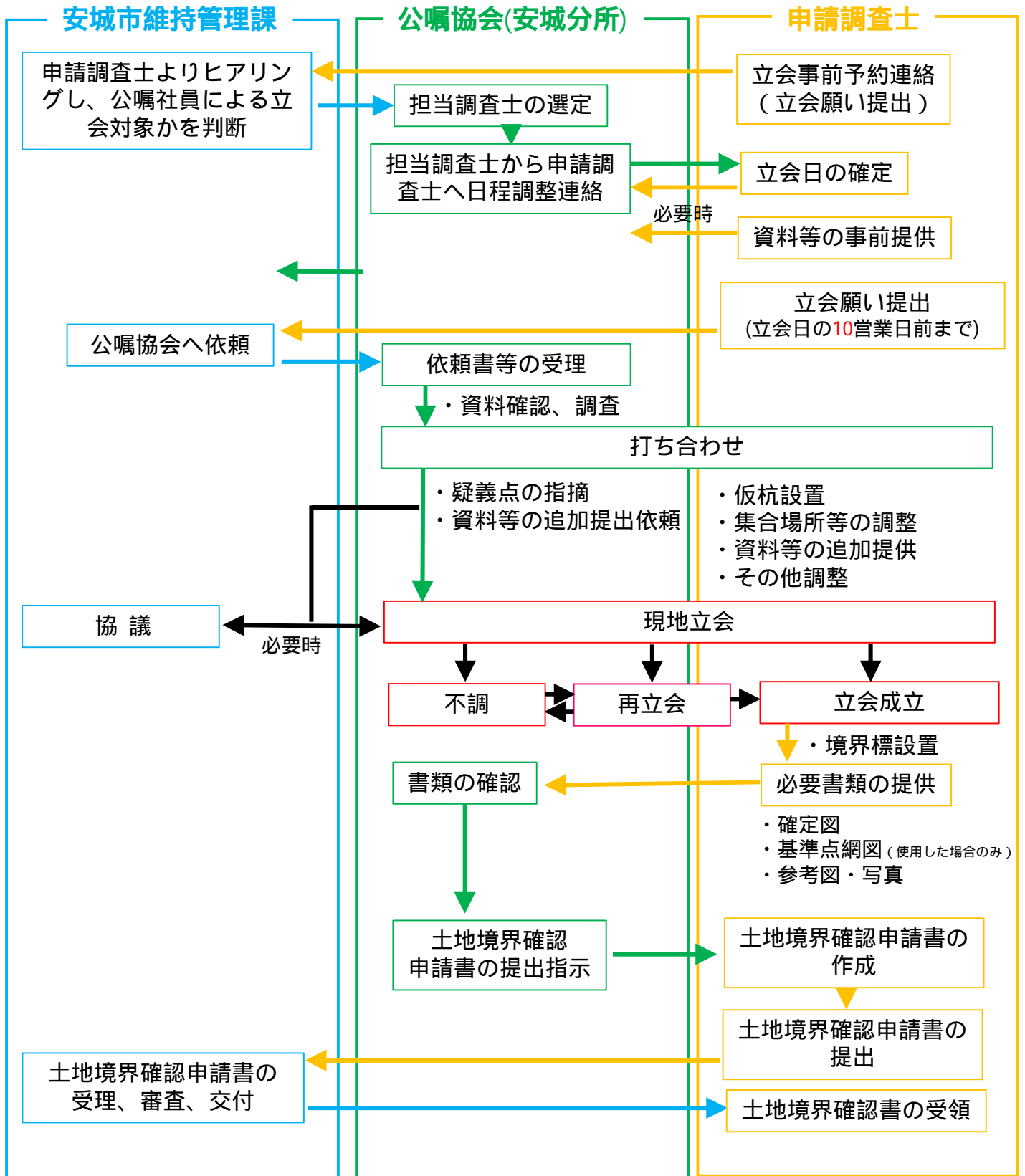
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

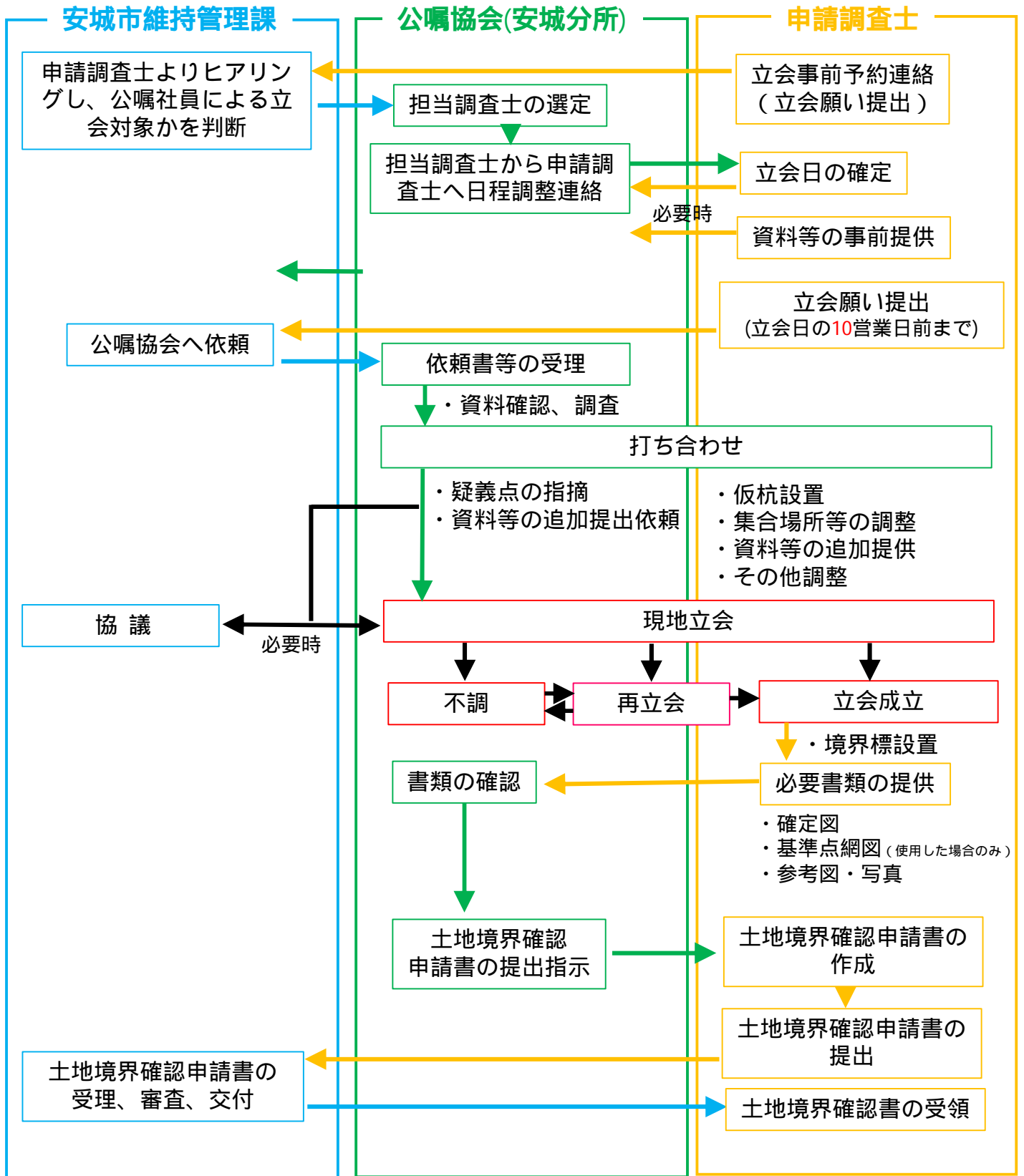
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

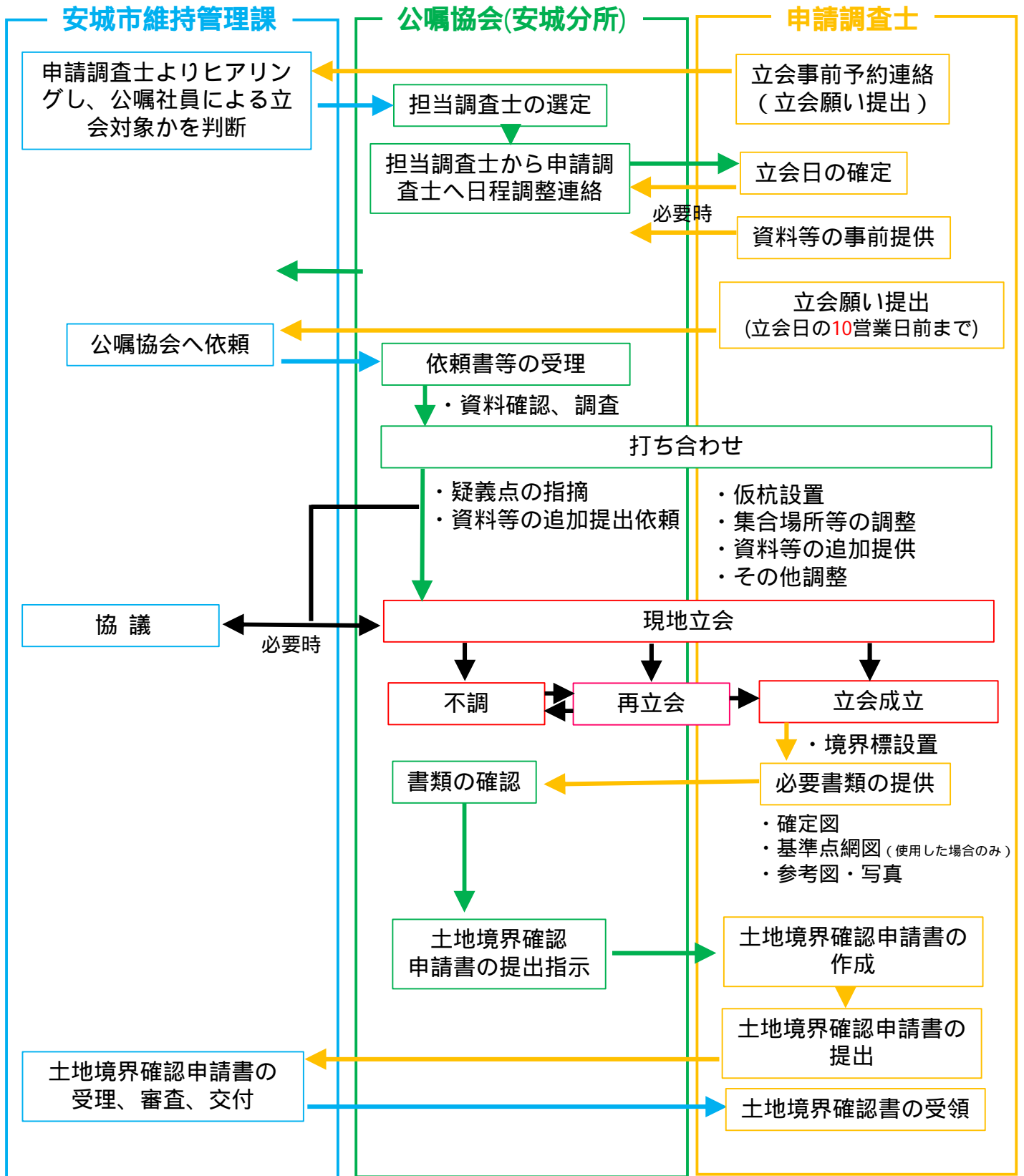
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

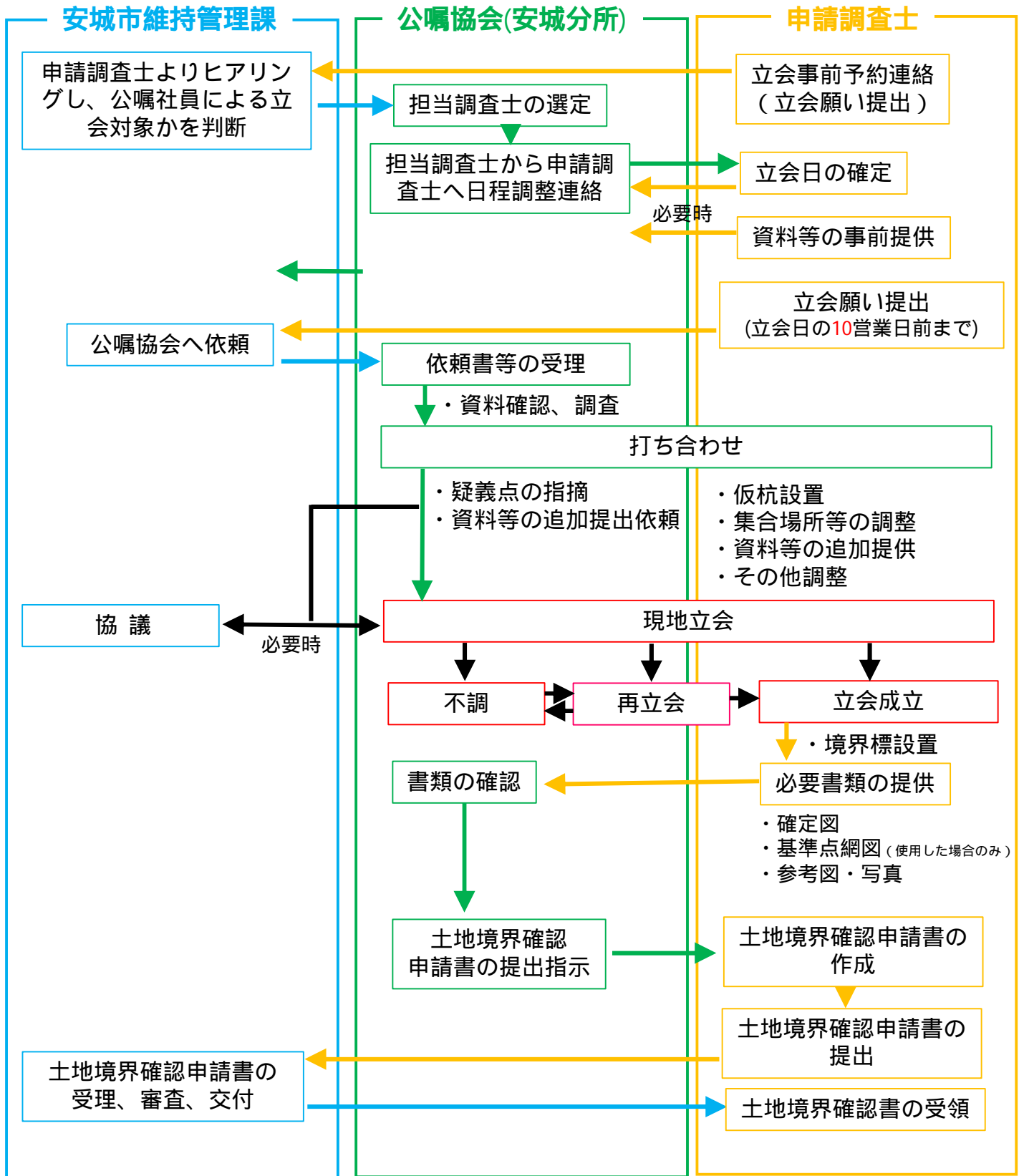
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

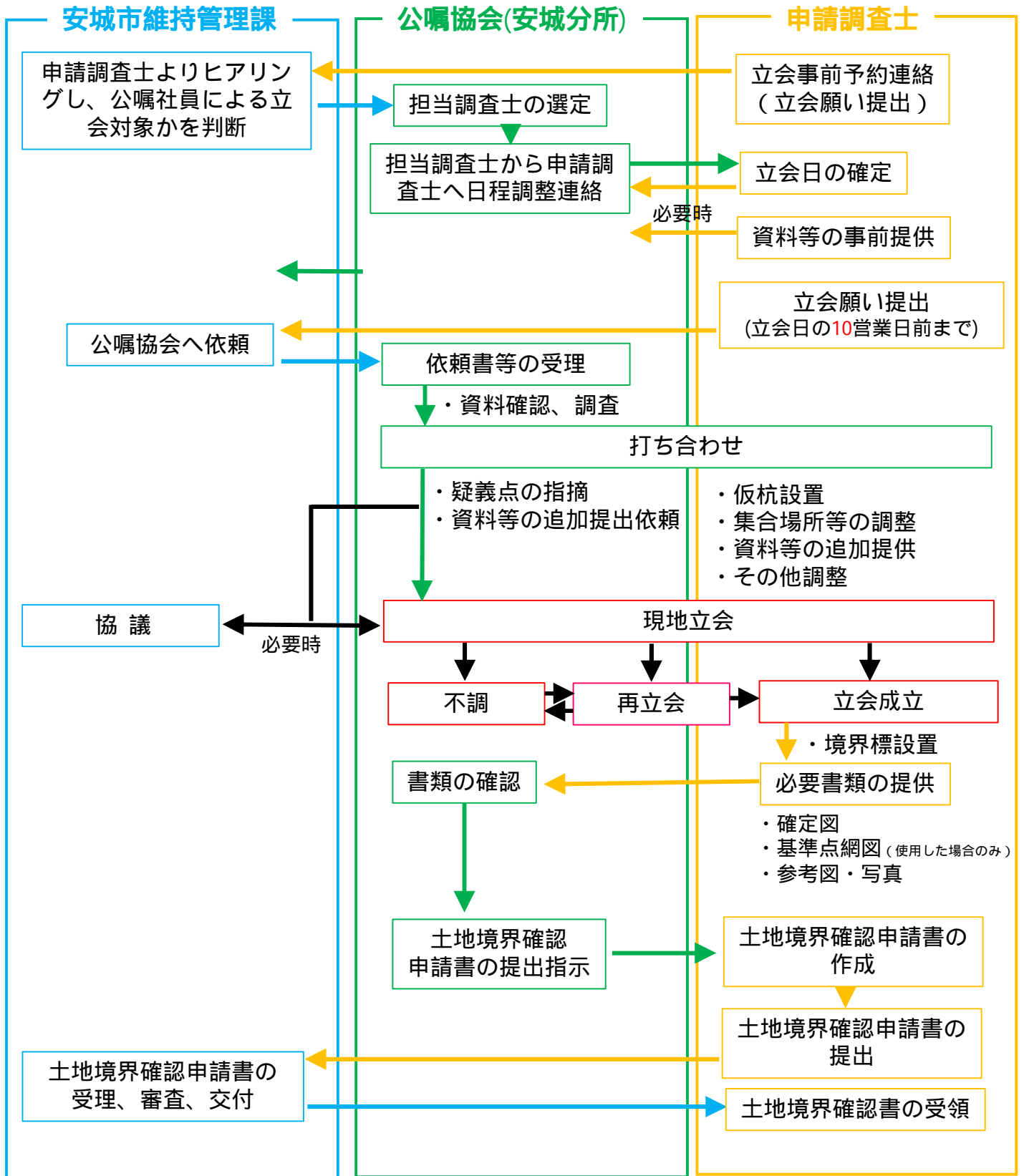
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

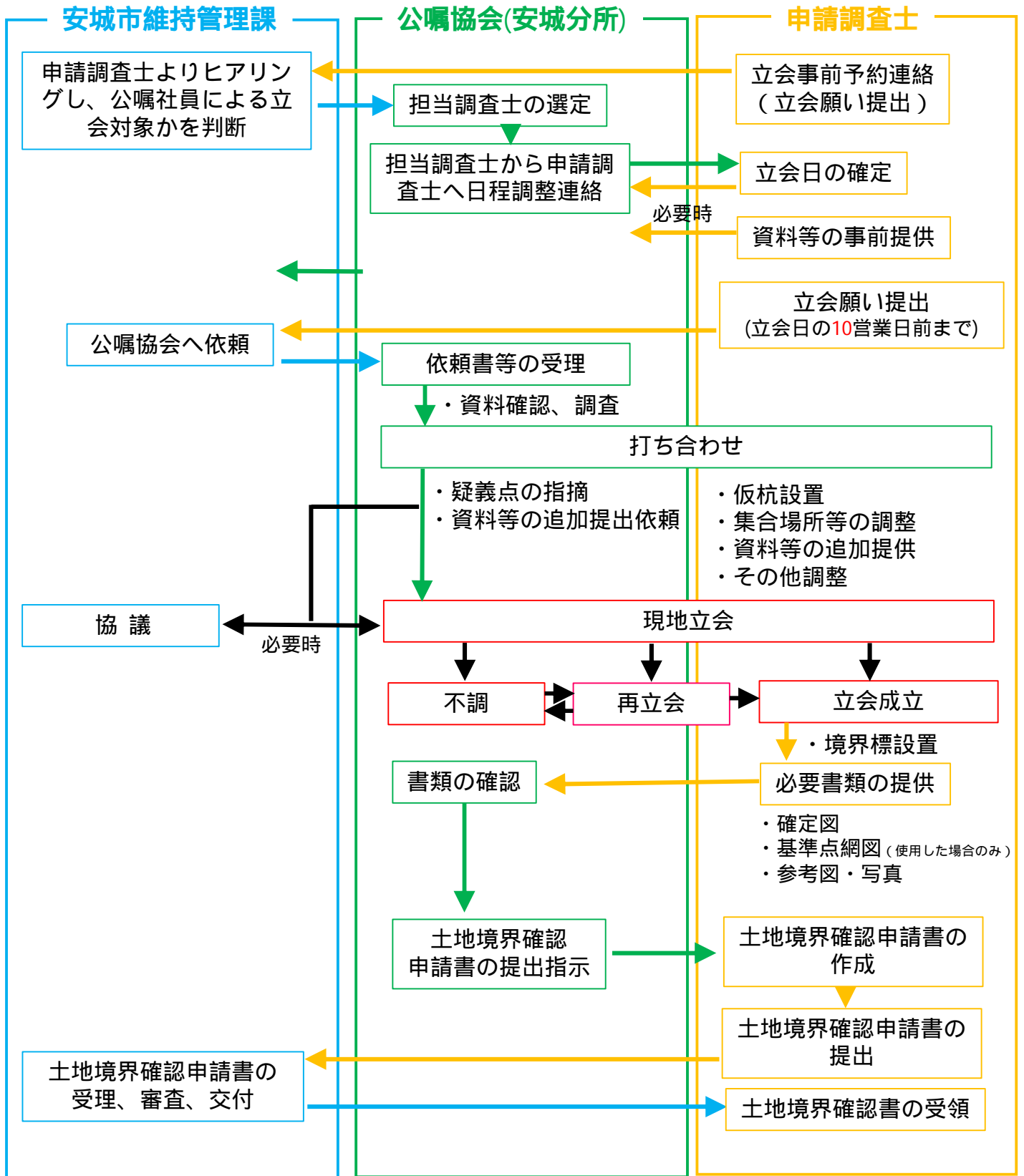
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

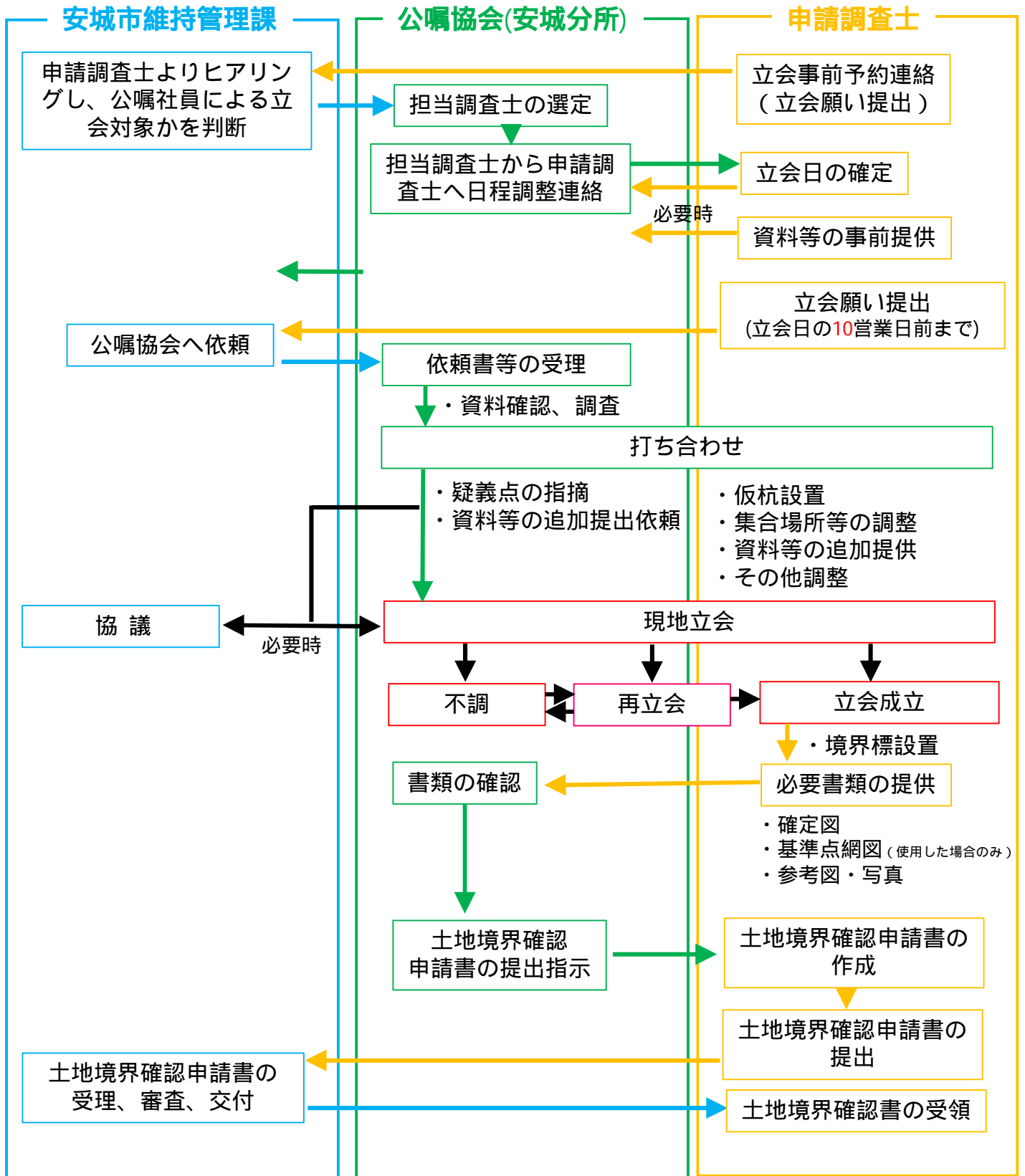
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

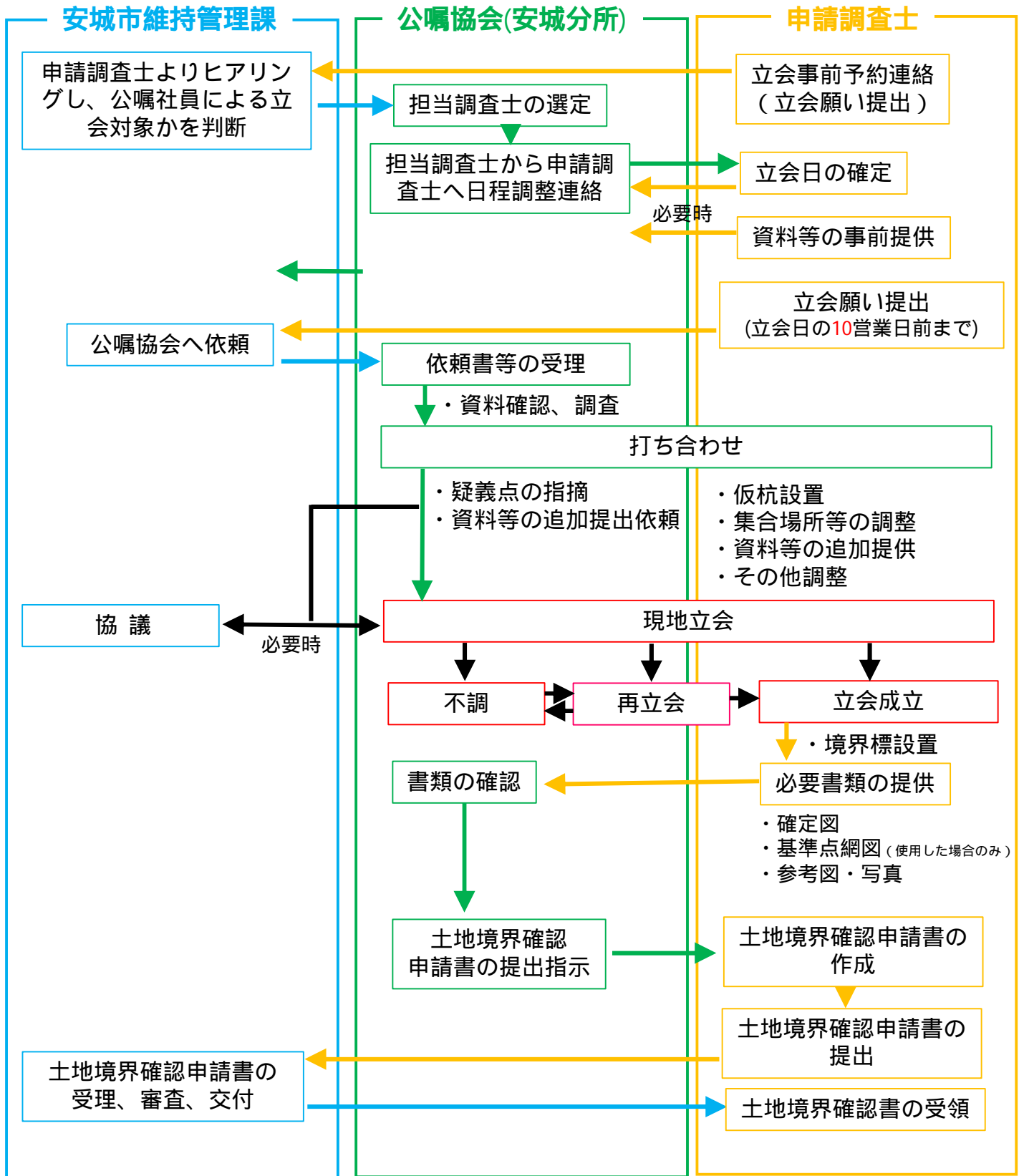
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 500、1 / 600）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

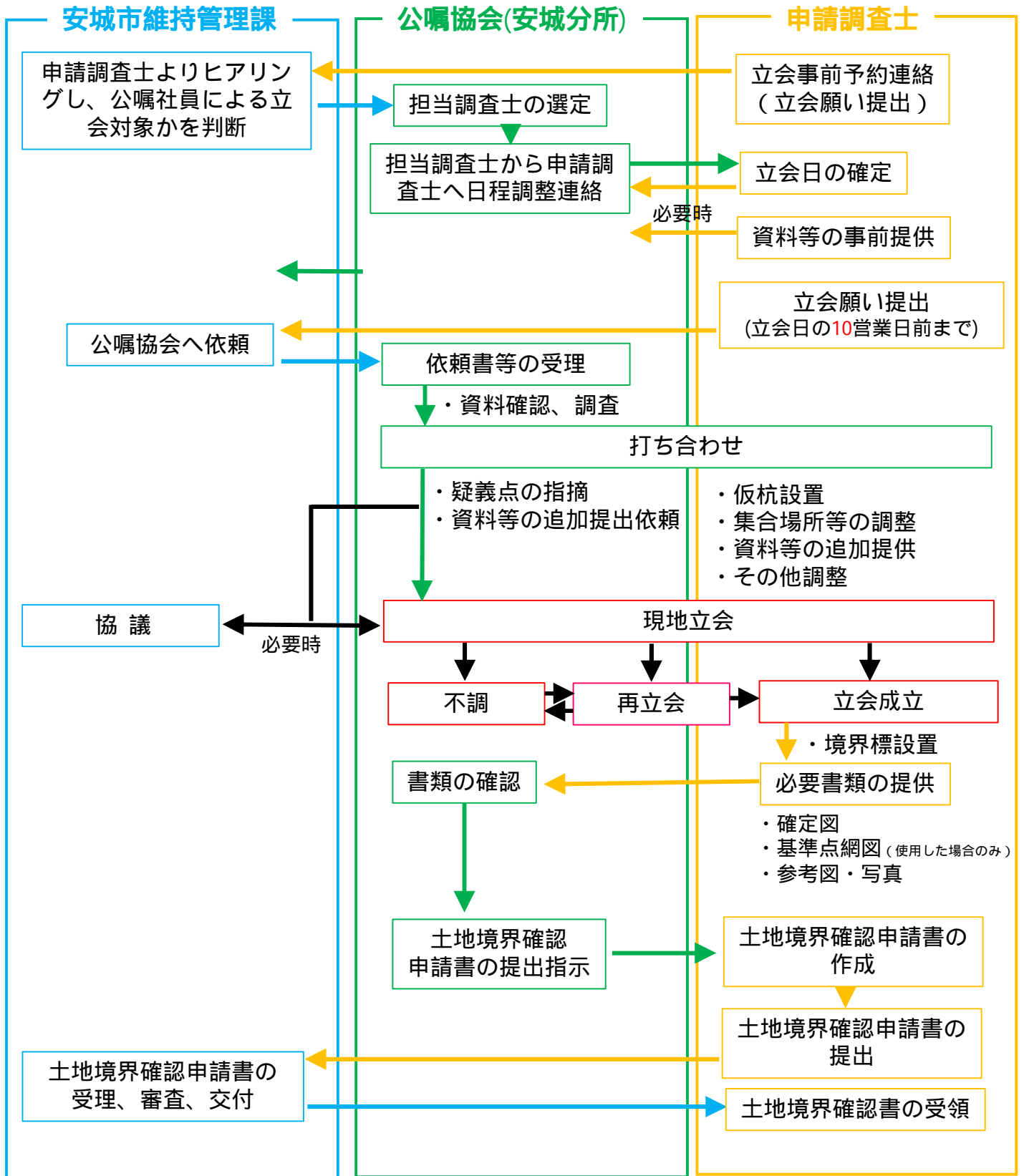
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたいましたが、立会願いに記載がないため明記

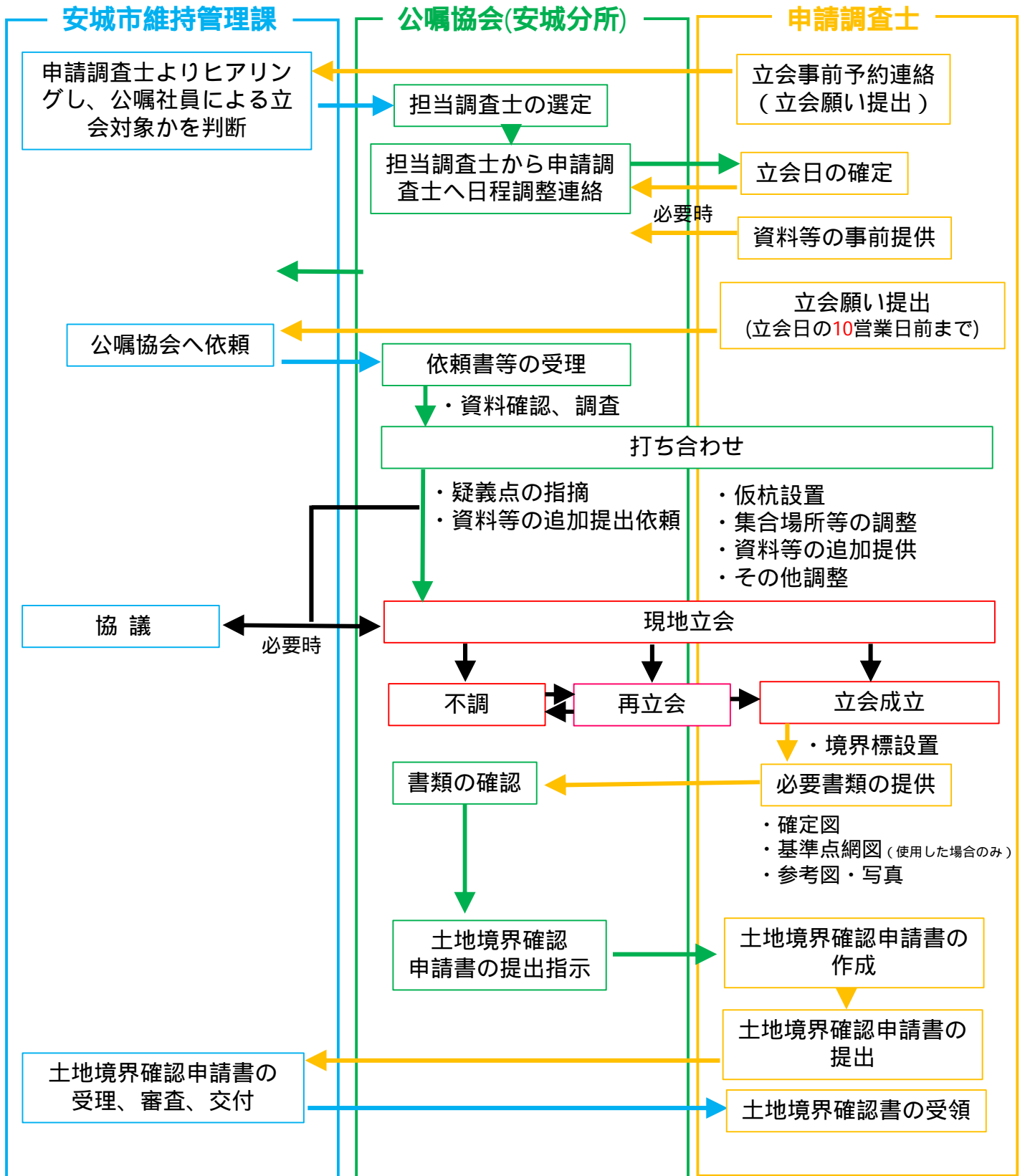
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

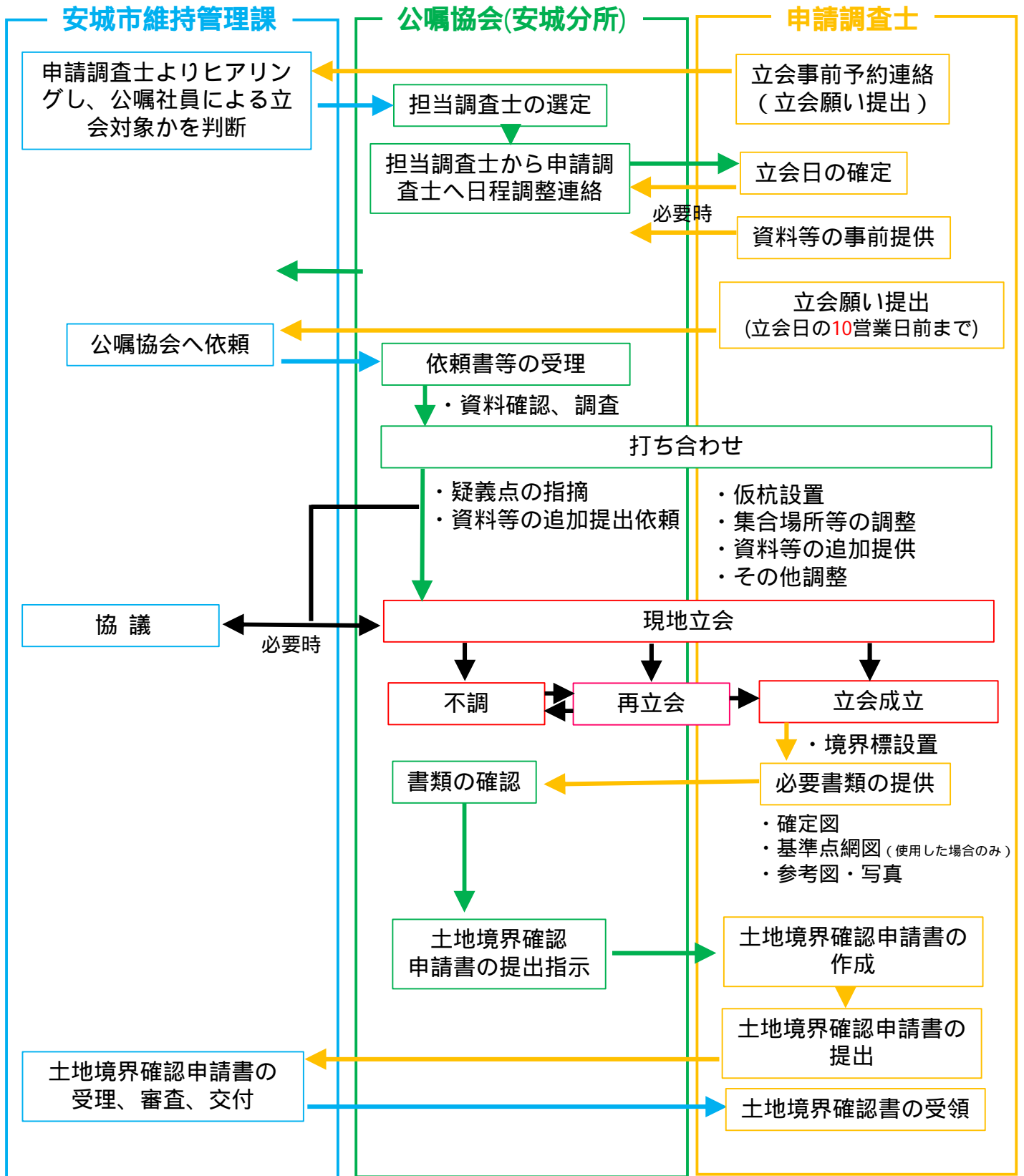
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

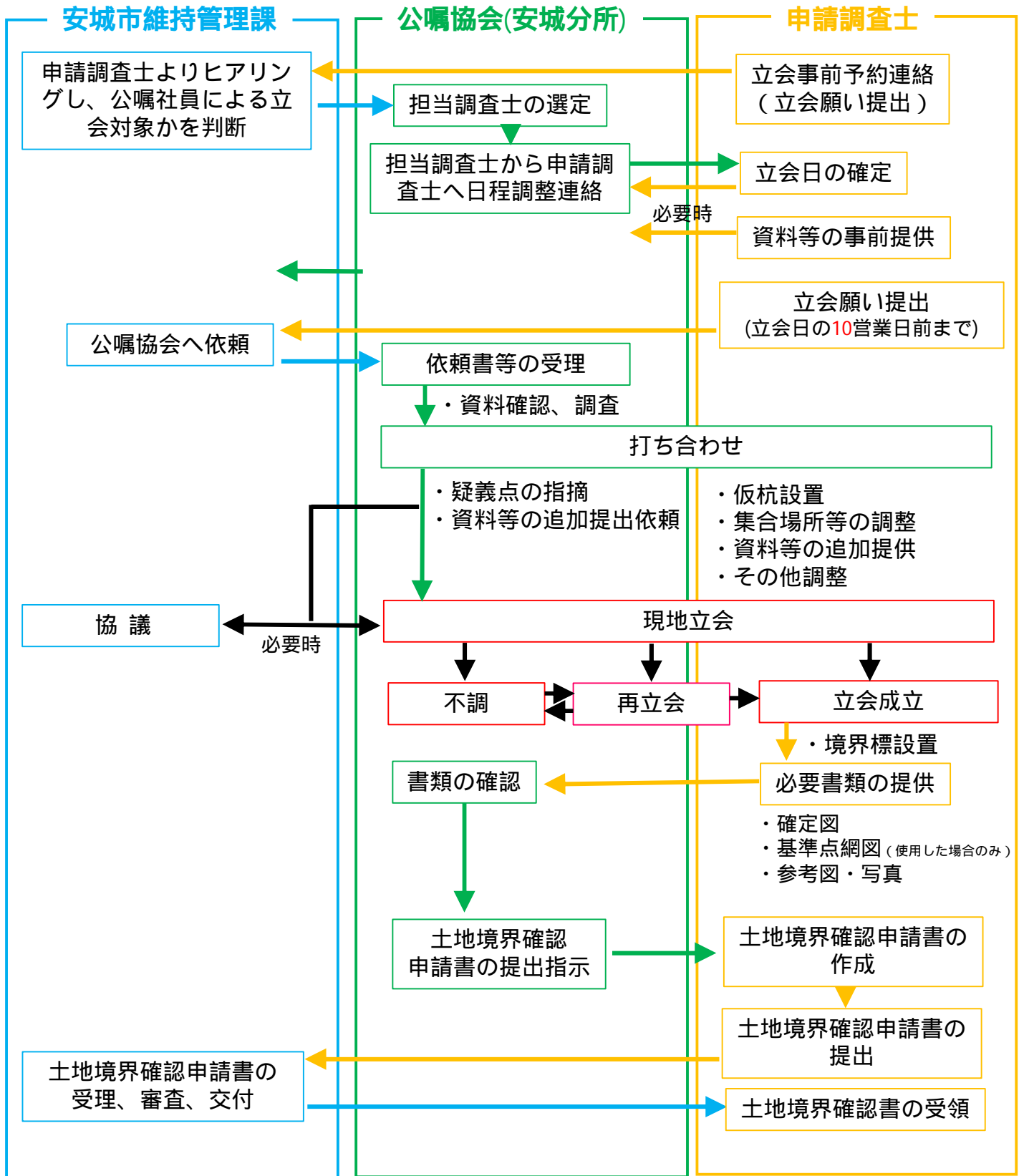
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

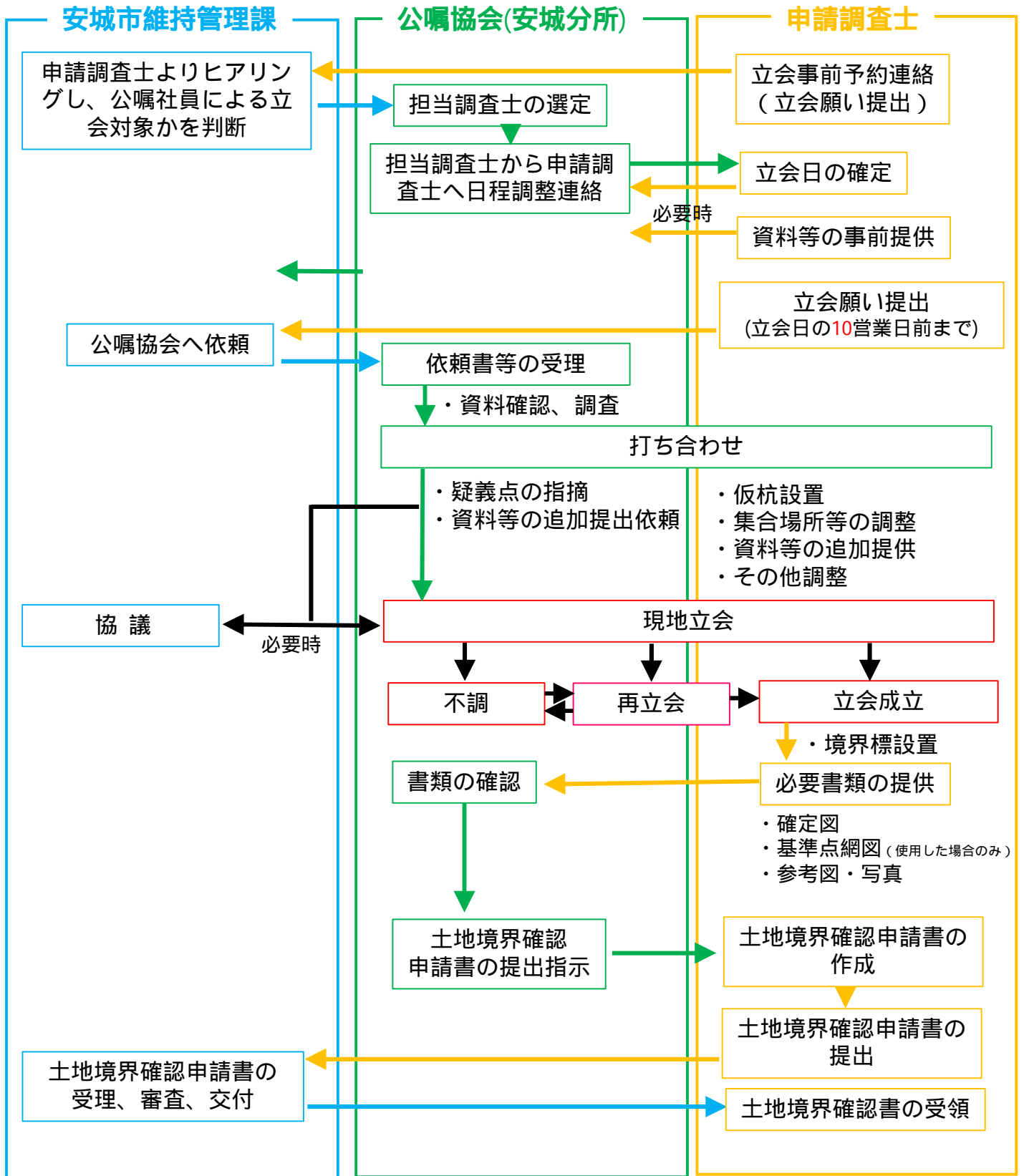
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

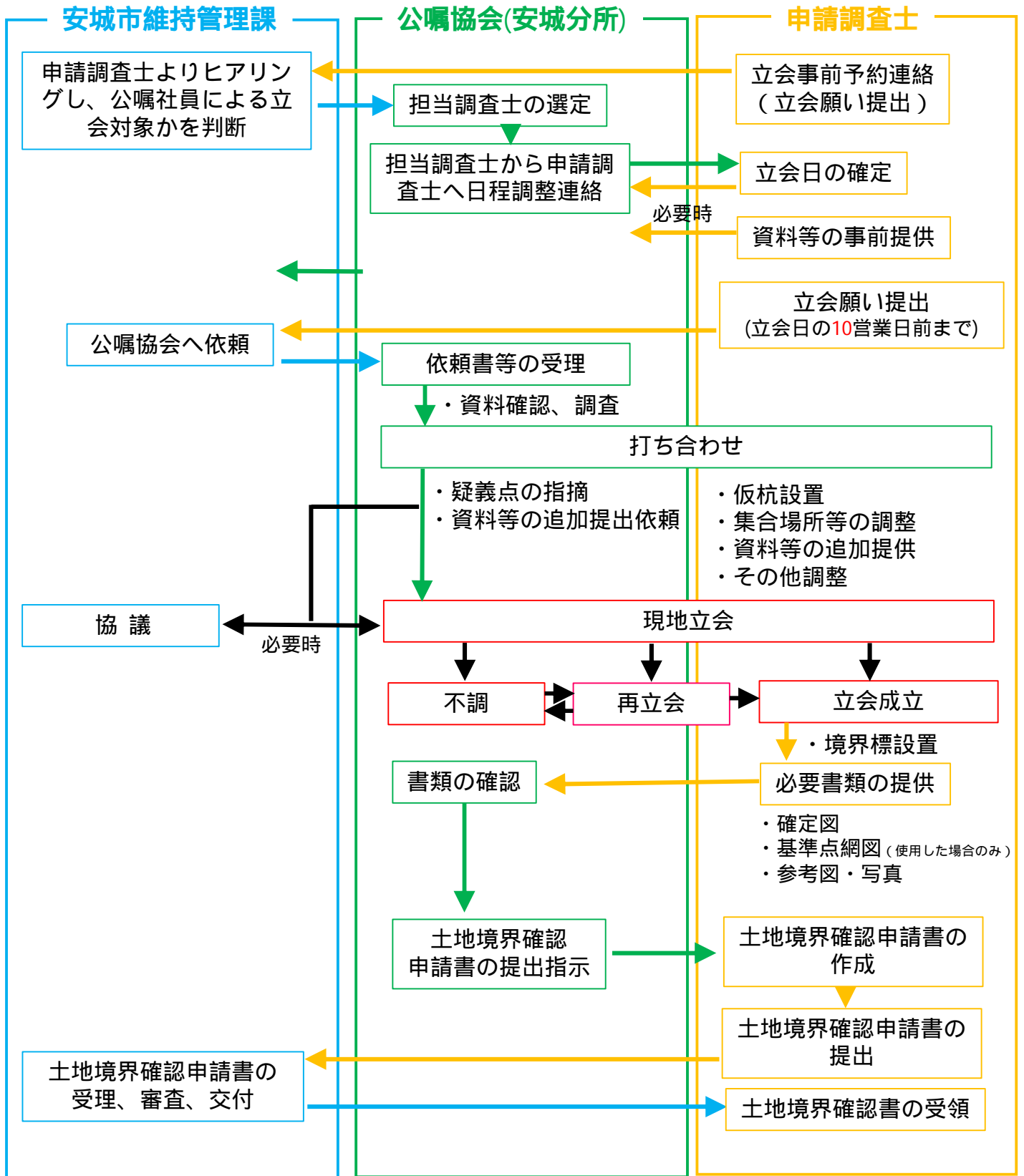
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 500、1 / 600）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

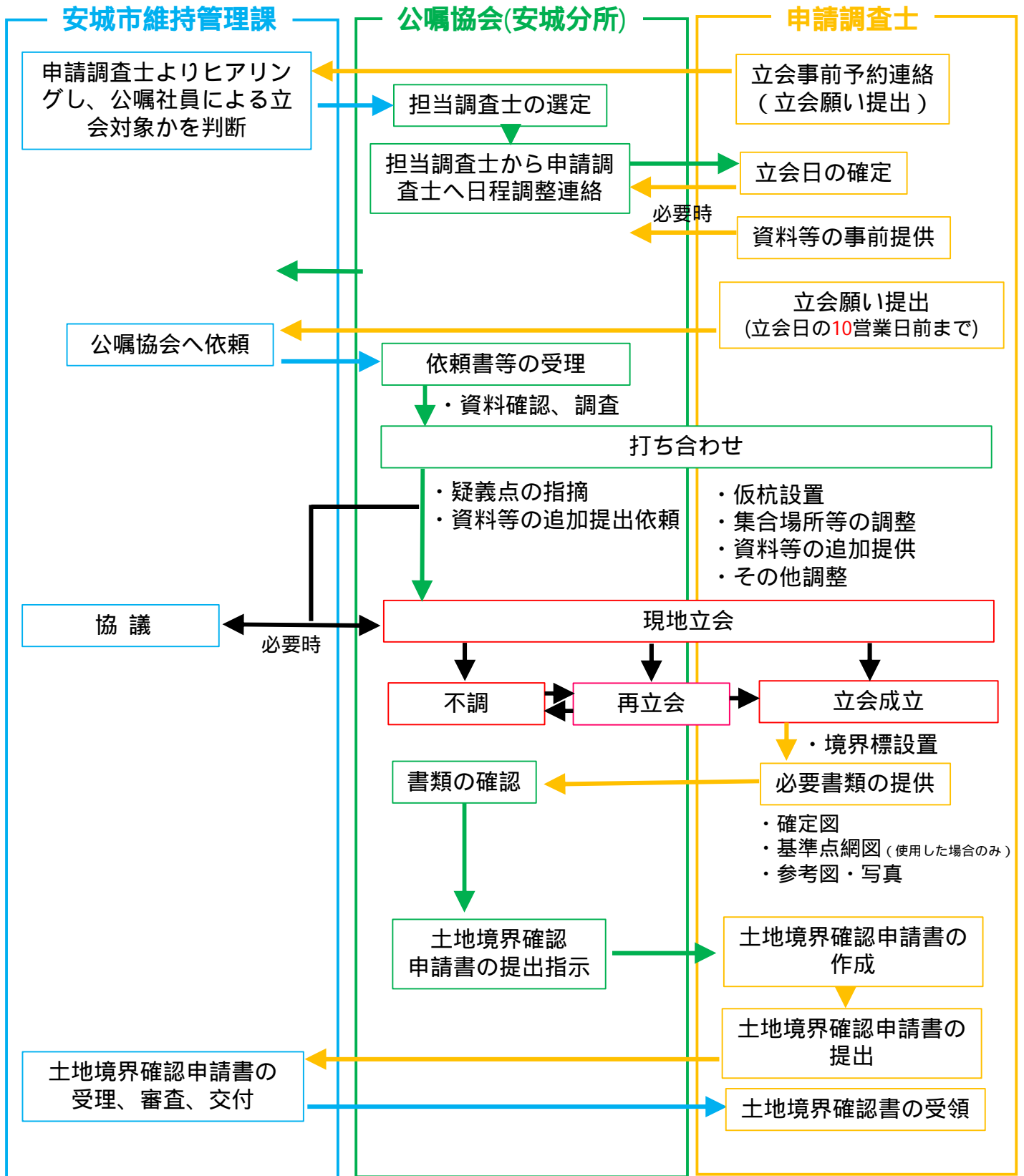
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

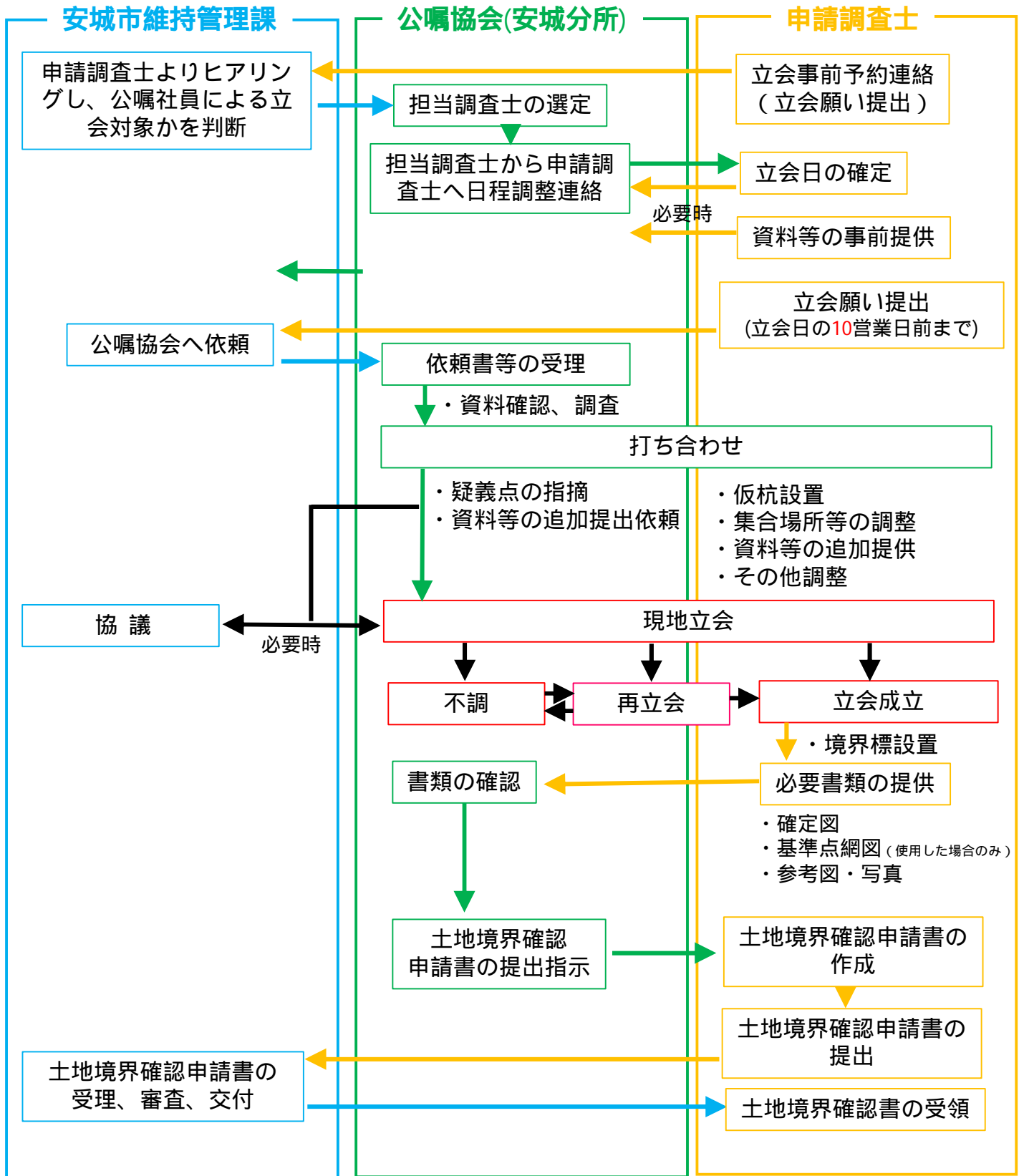
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

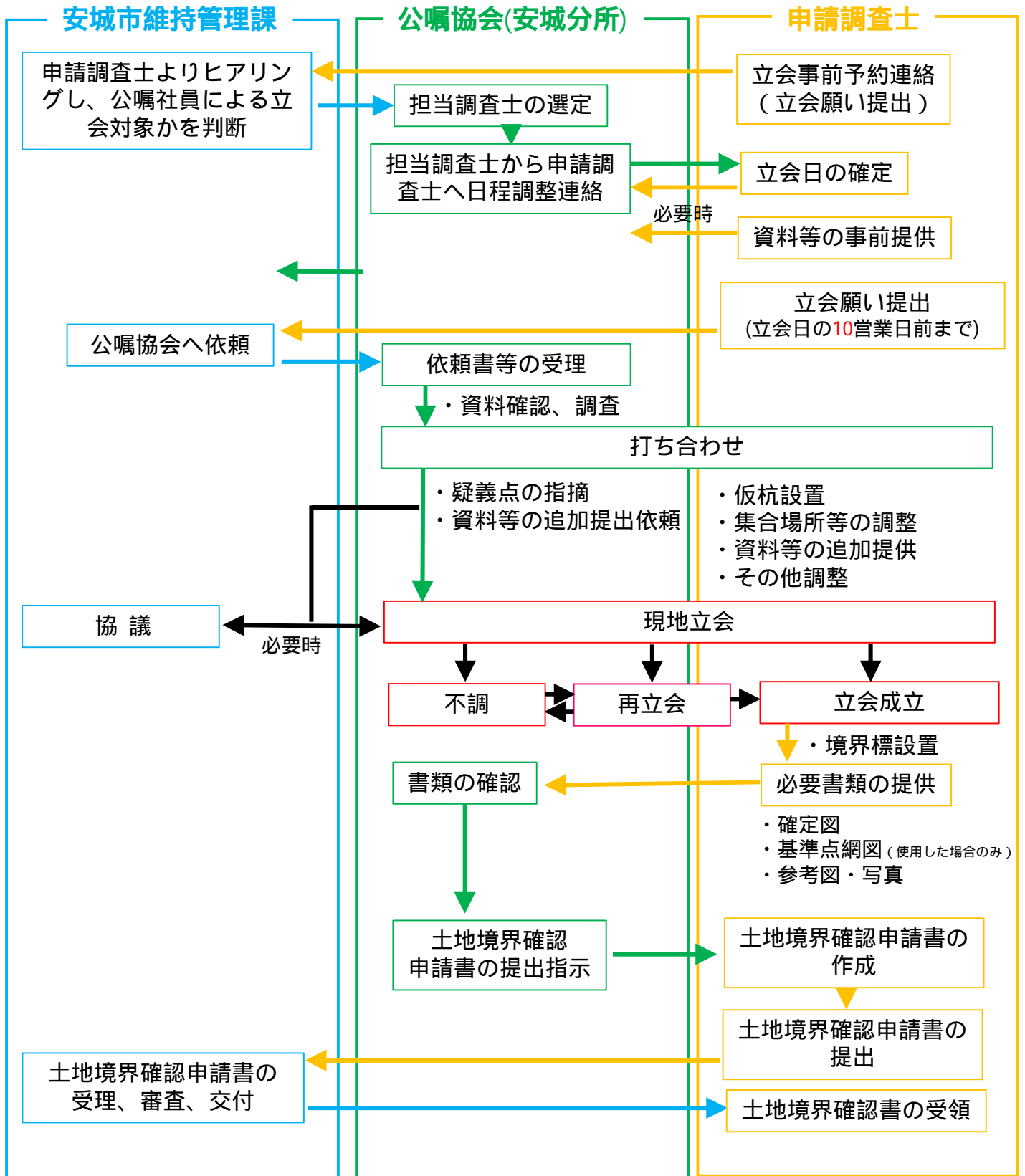
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

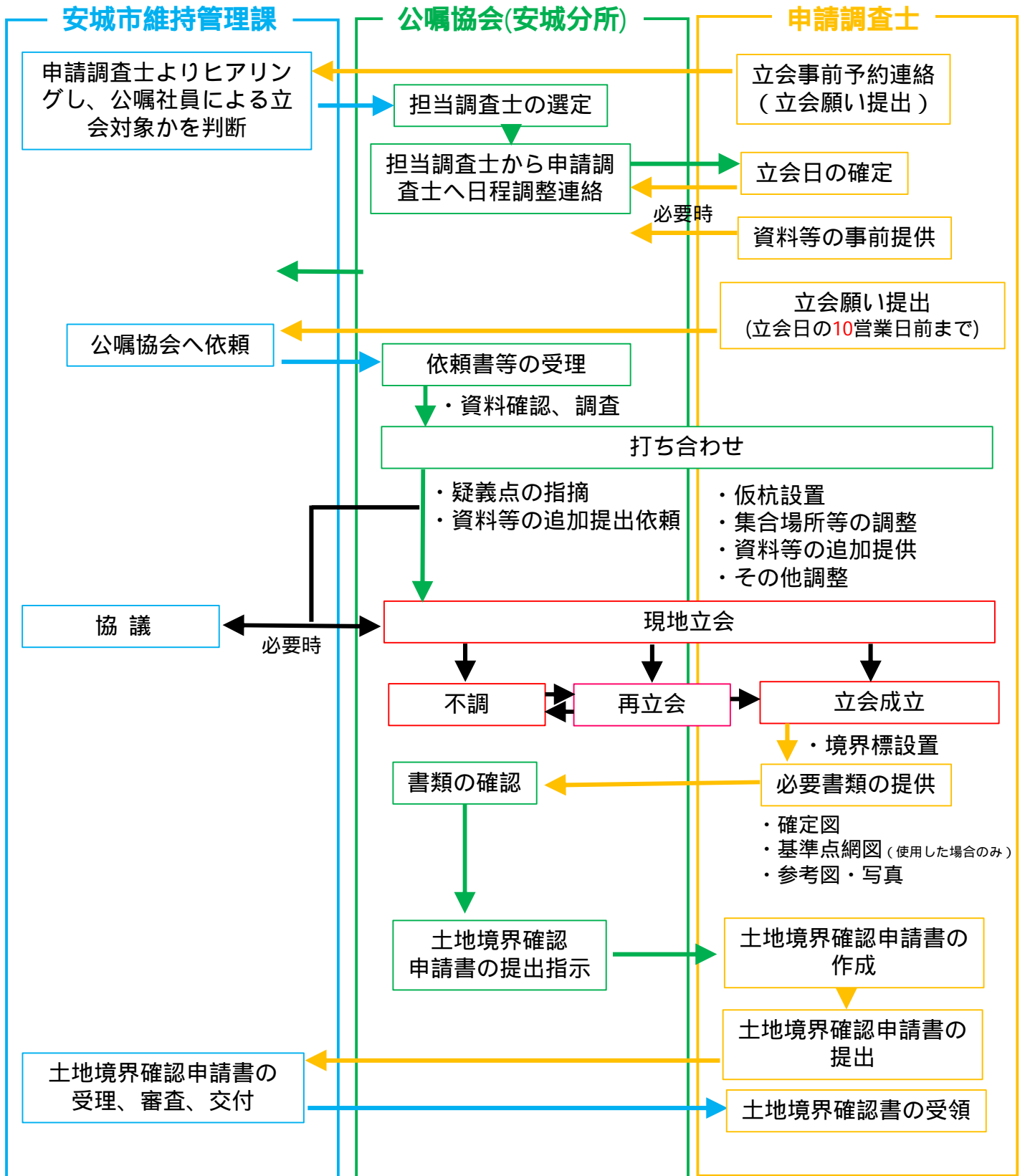
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

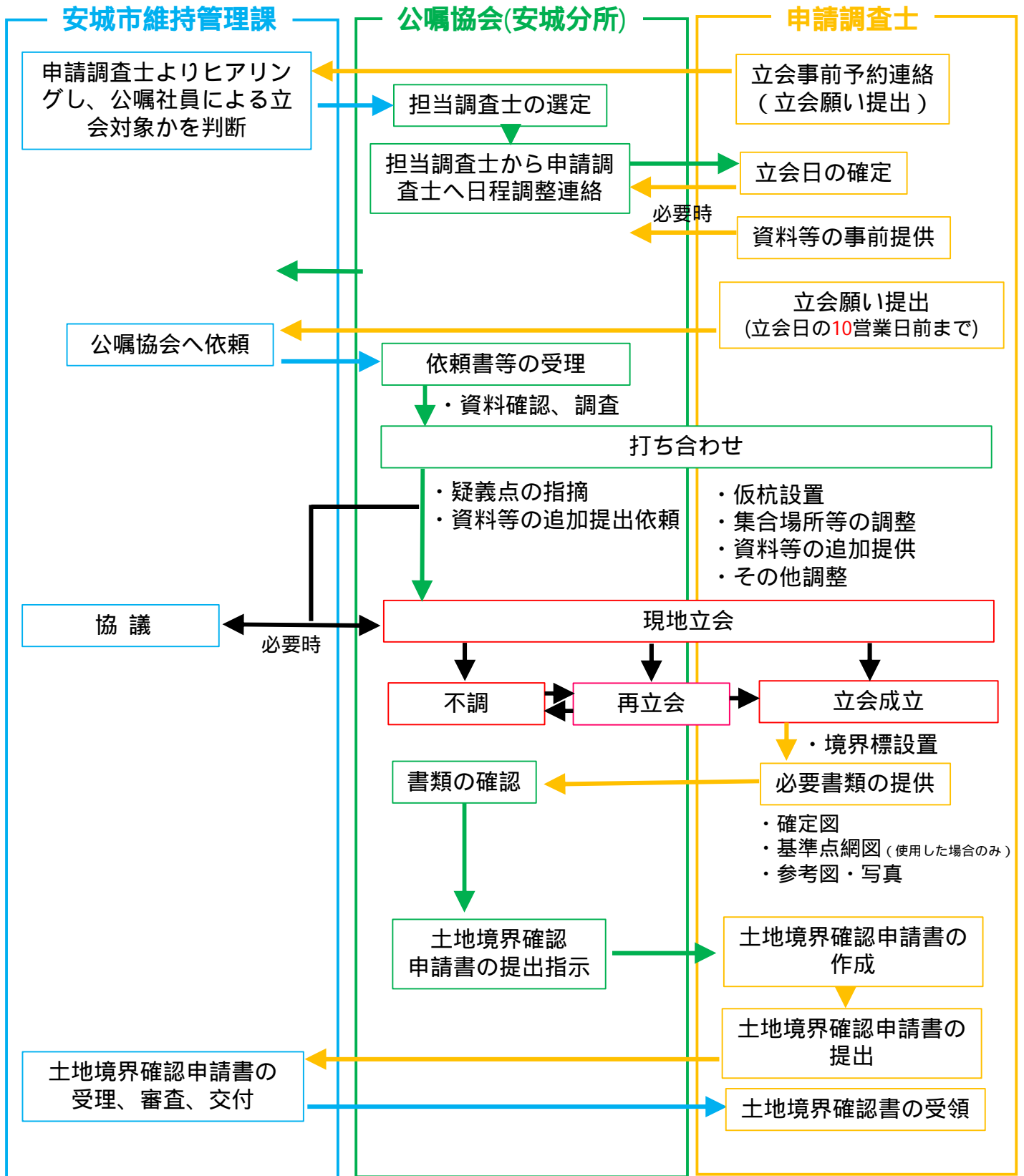
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

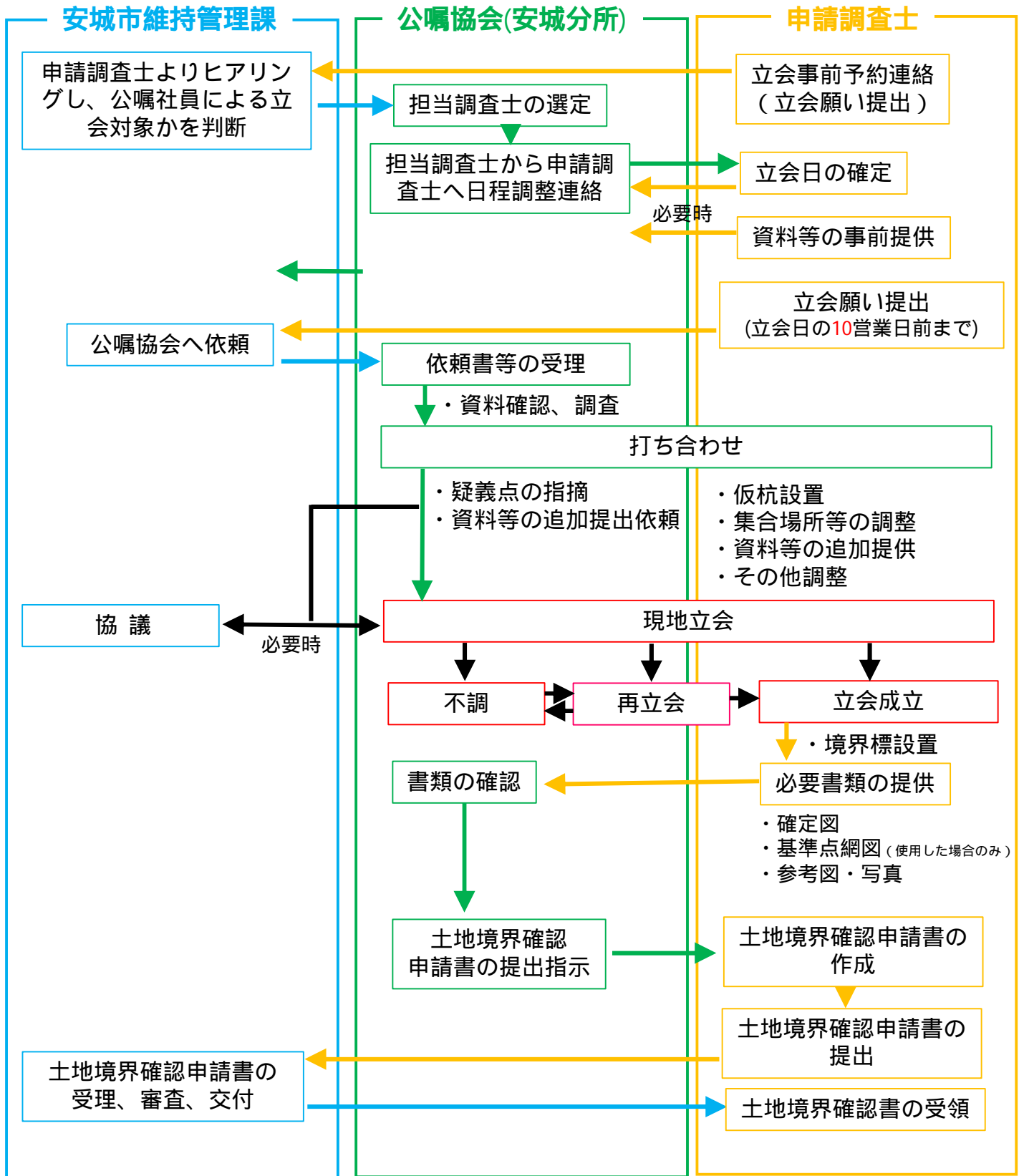
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】





土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたいましたが、立会願いに記載がないため明記

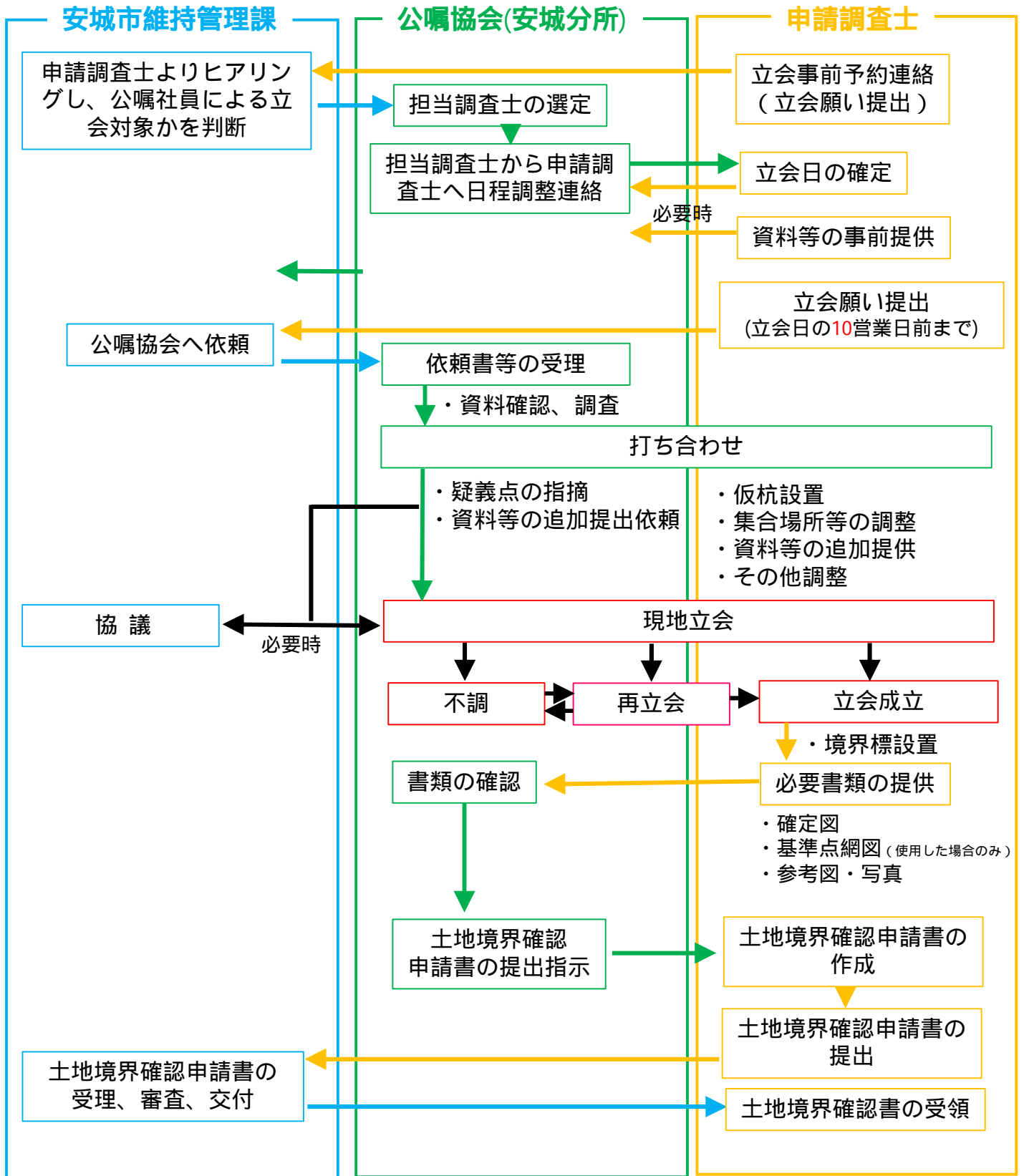
- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】



土地家屋調査士の皆様

## 道水路境界立会の運用変更について（お知らせ）

**令和6年5月1日以降**の道水路境界立会について、下記のとおり変更しますのでご協力をお願いいたします。

### 変更点1 公嘱社員による立会機会の増加

**現地立会は公嘱協会安城分所社員による立会となる場合があります。**

立会日程調整の方法が従来と異なりますのでご承知おきください。

対象箇所：市全域

主として下記の箇所を予定しています

- ・旧土地台帳付属地図（1 / 5 0 0、1 / 6 0 0）の箇所
- ・土地改良所在図の箇所

公共機関依頼案件及び払下げ案件は原則安城市職員による立会となります。

予約連絡又は立会願い提出時、立会内容等についてヒアリングをさせていただきますのでご協力をお願いします。

公嘱社員による立会の流れについては【**公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート**】をご覧ください。

### 変更点2 立会願い提出期限の変更

立会願いの提出期限を「立会日1週間前」から「**立会日の10営業日前**」へ変更します。上記期限までに提出が無い場合、立会予約を取り消されたものとして扱う場合がありますのでご注意ください。添付書類（仮測量図等）は必ず揃えてからの提出をお願いします。

### 変更点3 申請書等添付資料の追加（明確化）

土地境界確認申請書

- ・基準点網図（作成した場合のみ、単体で提出してください）

道水路境界の立会い及び承認願い

従来ご提出いただいていたましたが、立会願いに記載がないため明記

- ・**申請地周辺の確定図の写し**

- ・**申請地周辺の法務局公図の写し（特に申請地隣接地）**

合成図・原本両方添付してください。

- ・**その他、仮測量図作成の根拠となった資料（土地改良の資料など）**

# 【公嘱社員による道水路境界立会のフローチャート】

